

令和6年度 事業計画書

1 基本方針

我が国においては、少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少する中、人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが求められており、シルバー人材センターにおいても、国が目指す生涯現役社会の実現に向けて、これまで以上に取組みを強化していく必要があります。

しかし、コロナ禍や高齢者の雇用の安定に関する法律の改正による定年年齢の引上げ等の影響により、シルバー人材センターの会員数は全国的に減少しており、当センターにおいても令和4年度は増加したものの、令和5年度は再び減少に転じています。また、契約額についても、国全体ではコロナ禍前となる令和元年度に近づきつつあり、当センターにおいても、令和3年度、令和4年度は増加していますが、令和5年度は請負契約から職業紹介事業への転換等もあり減少しています。

このような中、当センターにおいては、令和4年3月に策定した第1次中期計画及びそのアクションプランを着実に実施するとともに、本年度は、「多様な媒体・方法を活用した広報活動の推進」「女性及び草取り、草刈り、植木剪定、清掃業務に従事する会員の入会促進」「新規就業分野の開拓」「草刈り作業における事故防止の徹底」「事務所の再編・統合に向けた検討」に重点的に取り組み、安全就業と経営体質の強化に努めてまいります。

また、本年秋に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に適切に対応するため、シルバー事業における新たな契約方法への移行を円滑に進めるとともに、それに伴いインボイス制度導入による消費税の支払いに変更が生じることから、インボイス制度対応方針についても適宜見直しを行います。

本年度もシルバー人材センターの基本理念「自主・自立・共働・共助」の下、会員、役員、事務局職員が一体となり事業運営を行ってまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

センターは、栃木市内に居住する60歳以上で働く意欲があり生きがいの充実や社会参加等を希望する、会員として登録した者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を次により提供します。

(職業紹介事業は栃木県内に居住する60歳以上の求職者が対象)

① 請負・委任

一般家庭や民間事業所、公共団体等から請負又は委任契約により受注した業務に係る就業機会を提供します。

また、「特定受託事者に係る取引の適正化等に関する法律」に適切に対応するため、シルバー事業における新たな契約方法への移行を図ります。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で締結した協定に基づき、派遣就業の機会を提供します。

③ 職業紹介事業

栃木県内に居住する60歳以上の求職者に対して、連合会との間で締結した協定に基づき、求人者との雇用関係の成立をあっせんします。

(2) 就業機会確保事業

委員会等で実施目標を定めて以下の事業を実施することにより、会員の就業機会を確保します。

① 普及啓発事業

ア ホームページや広報とちぎへの行事掲載、ケーブルテレビでの1分間PR、公共施設・民間事業所へのチラシ設置等を行い、センター事業を周知します。加えて、youtubeチャンネルといった新しい広報手段についても活用を図ります。

イ 会報誌「生きがい」を9月と3月に発行し、活動状況、配分金単価の変更、会員の声などを掲載し、会員等へセンターに関する情報を提供します。また、SMSやLINEを活用するなど、会員との連絡手段の多様化を図ります。

ウ 各種イベントやシニア向け講座等でのPR活動、公共施設等へのチラシ設置、会員の「ロコミ」活動推進等により、センターへの入会を促進します。

エ シルバー人材センター事業普及強化月間をとらえ、地域社会への貢献、会員同士の親睦及びセンターの周知を目的としたボランティア活動等を行います。

オ 女性の会を支援し、女性会員同士の交流を通じた生きがいの充実をはじめ、女性会員の拡大や女性特有の技能等を生かした就業機会確保のための活動を促進します。

カ チラシの配布やイベント時のPR等に加え、企業やハローワークと連携した取組みを実施し、草取り、草刈作業、植木剪定及び清掃業務に従事する会員の入会を促進します。

キ SMSを活用し、会員の携帯電話へ就業情報やお知らせ等を一斉送信することにより、迅速な情報提供を行うとともに、Smile to Smile を活用した就業条件の明示に向けて準備を進めます。

② 安全・適正就業推進事業

ア センターが会員に業務を紹介する際に、個々の状況に応じた安全対策や事故防止に関する声掛けを行うことにより、会員の安全及び事故防止に対する意識の向上を図ります。

イ 草刈り刃の使用制限などの安全対策を実施することにより、賠償事故の抑制に重点的に取り組み、会員の事故防止、安全確保を図ります。

ウ 安全就業パトロールを年2回実施するほか、抜き打ちパトロールを毎月実施し、安全・適正就業委員会委員が植木剪定、草刈作業の就業現場を中心に訪問・指導することにより、安全就業基準の徹底を図ります。

エ 賠償保険の免責分につき、会員負担額を見直すことにより、会員の事故防止、安全確保に対する意識の向上を図ります。

オ 夏季炎天下での作業従事者にSMSの配信や事務所への掲示により暑さ指数を周知することにより、作業従事者の安全確保及び健康保持を図ります。

カ 公共関連業務においてローテーション就業を中心としたワークシェアリングを実施するとともに、民間関連業務にも段階的にその範囲を拡大し、新規会員を始めより多くの会員が就業の機会を得られるようにします。

キ 請負・委任になじまない受注を労働者派遣事業や職業紹介事業に切り替えるとともに、「臨時的かつ短期的な就業その他の軽易な業務に係る就業」の範囲を著しく逸脱した受注は、ワークシェアリングを実施することにより適正就業を推進します。

ク 労働者派遣事業に係る衛生委員会を定期的に開催し、派遣会員の健康障害を防止するための対策を協議します。

③ 就業開拓事業

ア 会員による一般家庭や事業所等へのチラシ配布等により、受注拡大を図ります。

イ 高齢者が希望する就業分野の変化等を踏まえ、事務系分野や女性が活躍できる分野の受注拡大を図るための方策を検討します。また、市と連携し、空き家管理事業の周知及び受注拡大を図ります。

④ 研修・講習事業

ア 技能講習会を開催し、技能向上と後続者の育成を図るとともに、事故防止意識と安全管理スキルの向上を図ります。

イ 接遇講習会を開催し、会員の基本的なモラルや接遇スキルの向上を図り、顧客満足度を高めます。

ウ 健康管理講習会を開催し、就業時の事故防止と作業能率の向上を図るとともに、健康で働くことを通じた生きがいの充実を図ります。

エ 交通安全に関する講習会を開催し、会員の意識を高めて就業中や行き帰りの交通事故を防止します。

オ 会員と事務局とのコミュニケーションの促進や事務改善を目的とした懇談会を開催し、提案された意見を事業運営に生かします。

カ 役員や委員会委員を対象として、センターの現状把握や課題解決等のための研修を実施し、経営や事業運営に生かします。

⑤ 独自事業

刃物研ぎについて、各地域で定期的に、また、センターのPRを兼ねてイベント開催時に実施するとともに、就業可能な会員の発掘・育成を行います。また、新たな独自事業の立案を行います。

⑥ 相談事業

会員から、仕事や安全・適正就業に関する相談を受ける窓口を設け、就業機会の平準化と未就業会員の解消につなげます。

⑦ 日常生活支援事業

栃木市から軽度生活支援事業を受託し、支援を必要とする高齢者に対して、日常生活支援サービスを提供します。

⑧ ゴールド会員制度

体力及び健康状態等の諸事情により就業が困難な会員に対して、就業は行わず同好会活動や地域社会参加活動を行うゴールド会員制度を推奨し、生きがいの充実と退会の抑制を図ります。

3 法人運営

(1) 各種会議等

① 定時総会

決算報告や事業報告、定款の変更、役員を選任等、センターの基本的意思を決定するため事業年度終了後3か月以内に開催します。

② 理事会

事業計画、収支予算、会員の入会承認等センターの事業執行の方針を決定するため、書面決議を含めて毎月開催します。また、センターの運営に必要な知識の向上を図るため、役員研修を実施します。

③ 委員会

事業運営に係る諸課題を解決するための方策を分野ごとに協議し、事業運営に生かします。また、センターの経営に係る部分が多いことから、センターの運営に必要な知識の向上を図るため、委員研修を実施します。

④ 正副理事長・事務局長会議

運営方針及び理事会提出議案の検討並びに諸施策の原案策定及び進捗管理のため、毎月開催します。また、事業運営上の様々な問題に対処するため、土業の活用方法について検討します。

⑤ 事務局会議、管理職会議、嘱託員会議

業務執行に係る課題や懸案事項の整理と対策の検討を行うため事務局会議を毎月、管理職会議を随時開催します。また、業務執行や職場環境に関する意見を運営に生かすため、必要に応じ嘱託員会議を開催します。

⑥ 地域班との連携強化

センターと地域班との情報の共有・交換の機会を増やして連携強化を図り、会員の意見を事業運営に生かします。また、先進地の事例等を収集し、それらの情報を共有します。

(2) 第1次中期計画 アクションプラン

スケジュールに沿って毎年度取組み事項を検討・実施し、その結果を3月開催の理事会に報告するとともに、必要に応じて取組み事項の見直しを行います。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行を踏まえた新たな契約方法へ移行することにより、消費税の支払いに変更が生じることから、インボイス対応方針の見直しを行います。

(4) 事務所の再編・統合に向けた検討

今後の財政状況や職員体制を踏まえ、事務所の再編・統合に向けた検討を行います。